

公告

分任契約担当
自衛隊埼玉地方協力本部長
山下 真 司



1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品名	規格	単位	数量
用途廃止済航空機の処分役務	仕様書のとおり	式	1

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期間 令和3年3月31日(マニフェストE票提出期限)

2 入札参加資格

- 平成31.32.33年度又は令和1.2.3年度の全省庁統一資格において「役務の提供等」でD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者(協力者を含む)。
- 暴力団対策法により指定された団体又はその関係者でない者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りでない。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項の規定による収集運搬業及び処分業の資格を有すること。または同法第14条第16項の基準を満たすもの。

3 契約条項を示す場所

自衛隊埼玉地方協力本部本部総務課事務室

4 競争入札を執行する場所及び日時

- 入札説明会 実施はしないが、事前に現場視察等が必要な場合は、個別に対応する。
(現場視察等を希望する場合は事前に電話連絡するものとする)

(2) 入札

(ア) 場所 自衛隊埼玉地方協力本部3階会議室

(イ) 入札日時 令和3年1月27日(水) 14時00分

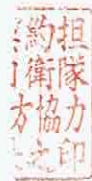
5 落札決定方法

- 総額とし、予定価格の範囲内をもって判定する。
- 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

6 入札書に記載すべき事項

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金 : 免除 (ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金 : 免除 (ただし、契約者がその義務を履行しないときは、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。)
- 8 入札の無効
- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札金額が明瞭でない場合及び入札者が誰であるか識別しがたい場合
- (3) 入札に関する条件に違反した場合
- 9 契約書の作成の有無
- 契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円以上の場合は契約書を作成する。
- 10 その他
- (1) 入札参加希望者は令和3年1月22日(金) 17時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 郵便等による入札については、令和 3 年 1 月 27 日 12 時 00 分まで必着とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記すること。
なお、事前に郵送等により入札する旨の連絡をし、発送者の責により到着を確認するものとする。
- (3) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおりとする。
- (ア) 場 所 自衛隊埼玉地方協力本部3階会議室
- (イ) 入札日時 令 和 3 年 2 月 2 日 (火) 14 時 00 分
- (4) 郵便等による再度入札について令和 3 年 2 月 1 日 17 時 00 分まで必着とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記すること。
なお、事前に郵送等により入札する旨の連絡をし、発送者の責により到着を確認するものとする。
- (5) 電報・電話等による入札は認めない。
- (6) 入札に参加する者は、入札までに資格決定通知書の写しを提出すること。
- (7) 産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可証及び優秀処理業者認定証明書の写しを入札までに提出すること。
- (8) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (9) 入札及び契約事項についての問い合わせ先
- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 自衛隊埼玉地方協力本部 総務課会計班 北條 | TEL048-831-6043 |
| 仕様書等についての問い合わせ先 | |
| 自衛隊埼玉地方協力本部 総務課管理班 柿崎 | TEL048-831-6043 |



調達要求番号：OPDL1A 0/053

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
用途廃止済航空機の処分	第 2-58号	
	作成	令和2年8月
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊埼玉地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊埼玉地方協力本部（以下「官側」という。）において実施する用途廃止となった展示用航空機の処分について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は次によるものとする。

a) 用途廃止済航空機

用途廃止となり不用決定された展示用航空機V-44及びH-19（2機）

b) 解体

用途廃止済航空機を破壊、切断、粉碎、押しつぶし及び溶解すること（石綿含有部位（懸念）の除去及び封じ込めを含む。）をいう。

c) 解体品

解体した用途廃止済航空機及び付属品

d) 有価物

解体により発生した売払いが可能なもの又は市場調査等により売払いが可能であると判断されるものをいう。

e) 除去

対象から石綿含有品を取り除くことをいう。

f) 封じ込め

石綿含有部位（懸念）をそのまま残し、薬品の含浸もしくは造膜材の散布等を施すことにより、表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して粉塵が使用空間外へ飛散しないようにすることをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、契約時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

- 1) 大気汚染防止法（昭和40年法律第97号）（以下「法」という。）
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）
- 3) 石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）（以下「規則」という。）

2 一般事項

- a) 本役務履行に際し、許可された場所以外の無断立入は禁止とする。
- b) 本仕様書及び現地において、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、官側と協議しその指示に従うものとする。
- c) 本役務履行に際し、本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、契約相手方の負担において実施するものとする。また、軽微な変更が生じた場合は、その都度官側と協議を行うものとする。その際、請負金額及び工期等の変更は行わないものとする。

- d) 本役務履行に際して施設等の財産を汚破損した場合は、速やかに官側へ通報するとともに、契約相手方の責任において原形に復旧するものとする。
- e) 本役務履行に際して安全帽の着用、高所作業場所での安全帯等の着用及び適切な処置を行い、安全管理には十分留意するものとする。

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

用途廃止済航空機（2機）の解体、展示場所（所沢航空発祥記念館（埼玉県所沢市並木1-13））からの運搬、有価物の返納及び解体により発生した産業廃棄物処理を行う。

3.2 作業工程

3.2.1 運搬

- a) 運搬に必要な資器材、車両等は、契約相手方が準備するものとする。
- b) 用途廃止済航空機及び解体品は法令等に基づき運搬するものとする。
- c) 契約相手方は、運搬時における積荷の落下及び紛失・盗難防止に留意するものとする。
- d) 運搬の履行に伴い、契約相手方は整理・清掃を確実にを行うものとする。

3.2.2 解体

- a) 解体場所については、防衛省所管の施設又は駐屯地が望ましいが、展示場管理者が許可する場合は展示場敷地内も可とする。その際、契約相手方は工程表に解体場所を明示するとともに官側へ通知するものとする。

b) 解体要領

- 1) 解体作業開始に先立ち、用途廃止済航空機に取り付けてある銘板を取り外し、官側へ返還するものとする。
- 2) 解体の際は、エンジンを取り外し、官側へ返還するものとする。
- 3) 契約相手方は、用途廃止済航空機を解体し、修復復元して再使用できない状態にするものとする。
- 4) 解体に必要な資器材等は、契約相手方が準備するものとする。

c) 石綿含有部位（懸念）の除去等

契約相手方は、石綿含有部位（懸念）の除去及び封じ込めについて、規則及び関係法令に基づき適正に処置するものとし、判定基準は、表（建設業労働災害防止協会マニュアル参考）によるものとする。

表－判定基準

建材レベル	加工状態	飛散レベル	処置の必要性
レベル1	吹き付け材	高	要
レベル2	有耐火被覆板、断熱材、保温材	中	要
レベル3	成形板（ガスケット、シール材）	低	不用
レベル2 又は レベル3	緩衝材等、レベル2とレベル3との判断が困難なもの	中～低	要 (飛散の可能性有として考慮)

d) 石綿含有部位（懸念）

石綿含有部位（懸念）については、次によるものとする。

- 1) H-19
含有部：エンジン部配管断熱材及びエンジン緩衝材 建材レベル2
懸念部：搭乗席内フランジのガスケット及び搭乗席内の配管部
- 2) V-44
含有部：エンジン部配管断熱材 建材レベル2
懸念部：胴体部の防音材
- 3) 上記1)及び2)記載の部位のほか、施工中に懸念部位を発見した場合においても適正に処置する

ものとする。

3.2.3 有価物の返納

解体品のうち、官側が指定する有価物は契約相手方が取り除き、数量を別紙第2により測定後官側へ返納するものとする。細部要領については調達要領指定書による。

3.2.4 廃棄物処理

- a) 解体品のうち、附帯発生する廃棄物については、契約相手方により産業廃棄物処理を行うものとする。
- b) 処理に際しては、法及び関係法令等諸規則を遵守し、適正に処理するとともに、その責任を負うものとする。
- c) 産業廃棄物の収集及び運搬、併せて産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の準備は契約相手方が行うものとする。
- d) 契約相手方は、産業廃棄物の処理が完了した後、直ちにマニフェストを官側へ提出するものとする。

4 その他

4.1 検査

本役務の完了検査については、完了日から10日以内を基準とし、仕様書に示された提出書類のうちマニフェスト（E票）を最後に確認することにより完了するものとする。

4.2 保全

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際し、知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用、公表等は行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- b) 解体品及び解体に伴い発生する附属品の外部への流出には十分留意するものとする。

4.3 提出書類

契約相手方は、次に示す書類を作成し遅滞なく官側へ提出するものとする。

- a) 役務開始前に開始届、現場代理人指名・変更通知、現場代理人略歴書（様式随意）、工程表及びその他必要とする書類
- b) 役務完了後に完了届、役務写真、マニフェスト及びその他必要とする書類
- c) 役務写真は工程ごと作業前、作業中、作業後及び官側の指示する箇所を撮影し、作業完了後に整理したものを1部提出するものとする。

用途廃止済航空機解体要領（基準）

部 位 等		細 部 要 領
機体	計器類	計器類は、再使用できないように要所を破壊又は押しつぶす。
	胴 体	再生できないよう付図第1及び付図第2に示す箇所を切断又は破壊するほか、原形をとどめない程度に切断する。
	プロペラ及びローター・ブレード	再生できないように切断する。
	武装等	1 Telescopic Site Unit (TSU) は、原形をとどめない状態に破壊又は押しつぶす。 2 チャフディスペンサーは、破壊又は押しつぶす。
	防弾板	防弾性能を判別できないよう溶解する。
エンジン	<ol style="list-style-type: none"> 1 タービン・ブレード、タービンシャフト、燃料噴射系統、点火系統を破壊の対象とする。 2 タービン・ローター・アッセンブリをディスクとベアリングの箇所を切断又は破壊する。 3 多段式タービンについては、シャフトと各ステージのディスクを切断又は破壊する。 4 各系統の部品は、再使用できないように破壊する。 5 取り外し後、官側へ受け渡すこと 	
大型部品 (トランス・ミッション、ローター・ハブ等)	各系統の部品は、再使用できないように要所を破壊又は押しつぶす。	
訓練器材 (シミュレーター、訓練台トレーナー及びこれに類する訓練器材)	修復復元して再使用できないように破壊する。	

計器類 (V-44)
 (輸送ヘリコプター「CH-47J」に準ずる。)

連番	名 称	備 考
1	クルーズ・ガイド・インジケータ (CGI)	正操縦士
2	対気速度計	正操縦士席・副操縦士席
3	姿勢指示器 (VGI)	正操縦士席・副操縦士席
4	電波高度計送受信指示器 (J : 副指示器)	S
5	トルク指示計	正操縦士席・副操縦士席
6	ローター回転計	正操縦士席・副操縦士席
7	多機能表示装置ディスプレイ・ユニット (MFD) (JA)	
8	エンコーダ高度計	
9	旋回傾斜計	正操縦士席・副操縦士席
10	昇降計	正操縦士席・副操縦士席
11	時計	正操縦士席・副操縦士席
12	針路ホバリング計 (SHIU) (J)	
13	大気温度計 (右側上部風防)	
14	レーダー警戒装置指示器	S
15	計器板表示器 (SDU) (JA)	S
16	コントロール・インジケータ (自己防御装置装備機)	
17	ガス・プロデューサ回転計	×2
18	パワー・タービン入口温度計	×2
19	エンジン・オイル温度計	×2

計器類 (V-44)
(輸送ヘリコプター「CH-47J」に準ずる。)

連番	名 称	備 考
20	エンジン・オイル圧力計	×2
21	トランスミッション・オイル圧力計	
22	トランスミッション・オイル温度計	
23	縦サイクリック・トリム・インジケータ	×2
24	燃料流量指示計	
25	燃料量指示計	
26	磁気コンパス (グレアシールド上)	
27	電波高度計副指示器 (J:送受信機)	S
28	水平位置指示計 (HSI)	
29	多機能表示装置ディスプレイ・ユニット (MFD) (JA)	
30	気圧高度計	
31	作動油圧力計	×3
32	作動油温計	×3
33	作動油量計	×2

計器類 (H-19)
(「UH-60JA」に準ずる。)

連番	名 称	備 考
1	対気速度計	正操縦士側・副操縦士側
2	E F I S表示器 (E A I)	正操縦士側・副操縦士側
3	気圧高度計	正操縦士側・副操縦士側
4	多機能表示器	正操縦士側・副操縦士側
5	レーダー警戒装置表示器	S
6	スタビレータ位置指示器	
7	計器板表示器 (正操縦士用)	
8	計器板表示器 (副操縦士用)	
9	予備姿勢指示器	
10	スタンバイ (マグネチック)・コンパス	
11	外気温度計	
12	回転計/トルク計 (V I D S - P D U)	正操縦士側・副操縦士側
13	E F I S表示器	正操縦士側・副操縦士側
14	昇降計	正操縦士側・副操縦士席
15	電波高度計	正操縦士席・副操縦士席
16	航空時計	正操縦士席・副操縦士席
17	エンジン・パラメータ表示器	正操縦士席・副操縦士席

